

議案第 8 2 号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(基本方針)

第2条 略

2・3 略

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

5 略

別表（第3条、附則第2項関係）

区分	基準
略	
入所及び退所	1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書に

(基本方針)

第2条 略

2・3 略

4 略

別表（第3条、附則第2項関係）

区分	基準
略	
入所及び退所	1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書に

	<p>より締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>		<p>より締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 入所及び退所の項第1号(1)から<u>(7)</u>までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画</p>	サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 入所及び退所の項第1号(1)から<u>(6)</u>までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画</p>

を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 略

8 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要

を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

7 略

	<u>に応じて変更を行うこと。</u> <u>9</u> 略 <u>10</u> 略		<u>8</u> 略 <u>9</u> 略
略		略	

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(4) 略

(特別養護老人ホームの基本方針)

第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 略

2 略

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）別表第1従業者の配置の項（第1号(8)及び第3号を除く。）、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、

(3) 略

(特別養護老人ホームの基本方針)

第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 略

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）別表第1従業者の配置の項（第1号(8)及び第3号を除く。）、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、

サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第10号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項（第2号、第6号及び第9号を除く。）（同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のとおりとする。

2 略

別表（第4条関係）

区分	基準
略	
サービスの提供	1・2 略 3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。 (1)～(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8)</u> 略

サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項（第2号、第6号及び第9号を除く。）（同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のとおりとする。

2 略

別表（第4条関係）

区分	基準
略	
サービスの提供	1・2 略 3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。 (1)～(6) 略 <u>(7)</u> 略

4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

5 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業

4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

<p><u>務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>	<p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>
略	略

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止</u></p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>

等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 略

6 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2 略

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供

3 略

4 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2 略

するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等
関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努
めなければならない。

5 略

6 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定
介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 施設の全部が第4条第6項第9号ア及びイに掲げる要件に
該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予
防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほ
か、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自
律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならな
い。

(8) 略

(9) 施設の全部が第4条第6項第9号ア及びイに掲げる要件に
該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予

3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定
介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に
該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予
防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほ
か、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自
律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならな
い。

(8) 略

(9) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に
該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予

防短期入所療養介護」という。)は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10)～(12) 略

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

防短期入所療養介護」という。)は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10)～(12) 略

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(9) 略

略

サービスの提供 1・2 略

3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

サービスの提供 1・2 略

3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

4 略

び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらか

5 略

略

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらか

	<p>じめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>		<p>じめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p><u>5 略</u></p>	サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p><u>4 略</u></p>

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を

5 略

略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を

行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(9) 略

行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

略

サービスの提 1・2 略

供 3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画

サービスの提 1・2 略

供 3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

4 略

に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を

5 略

略

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を

行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(8) 略

行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

略

略

サービスの提 1・2 略

供 3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画

サービスの提 1・2 略

供 3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

4 略

に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

5 略

略

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

	<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>		<p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p>5 略</p> <p><u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知すると</u></p>	サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p><u>4 略</u></p>

ともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見
直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>

5 略

略

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(9) 略

(11) 略

(12) 略

略

サービスの提 1～3 略

供 4 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5・6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(10) 略

(11) 略

略

サービスの提 1～3 略

供 4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5・6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

9 略

略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に

8 略

略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に

掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(12) 略

掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

略

略

サービスの提供 1～3 略

4 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよ

サービスの提供 1～3 略

4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよ

う利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

8 略

略

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
略	

う利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

7 略

略

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
略	

サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(8) 略 <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> 略 <u>(11)</u> 略
---------	--

略

サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項第3号(1)から <u>(9)</u> までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略
---------	--

サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(8) 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略
---------	---

略

サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項第3号(1)から <u>(8)</u> までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略
---------	--

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 略

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

9 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

7 略

8 略

略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1～3 略

略

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1～3 略

供

4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

7 略

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知すると

供

4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

7 略

ともに、必要な研修及び訓練を定期的実施
すること。なお、業務継続計画は定期的に見
直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

9 略

略

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介
護

区分	基準
略	
サービスの開 始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらか じめ、利用申込者又はその家族に対し、次に 掲げる事項を記載した書面を交付して説明を 行い、入居及びサービスの提供に関する契約 を書面により締結すること。

8 略

略

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介
護

区分	基準
略	
サービスの開 始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらか じめ、利用申込者又はその家族に対し、次に 掲げる事項を記載した書面を交付して説明を 行い、入居及びサービスの提供に関する契約 を書面により締結すること。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(11) 略

(12) 略

略

サービスの提 1～4 略

供 5 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

略

サービスの提 1～4 略

供 5 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を

行うこと。また、訓練の実施に当たっては、
地域住民の参加が得られるよう連携に努める
こと。

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画
に従い必要な措置を講ずること。また、従業
者に対し、業務継続計画について周知すると
ともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施
すること。なお、業務継続計画は定期的に見
直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

9 略

略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開	1・2 略

行うこと。

8 略

略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開	1・2 略

始

3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(8) 略

略

サービスの提

1・2 略

供

3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項

始

3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

略

サービスの提

1・2 略

供

3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項

についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

についての規程を事業所ごとに定めること。

4 略

5 略

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に

掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(8) 略

掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

略

略

サービスの提供 1・2 略

サービスの提供 1・2 略

3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。

5 略

4 略

<p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>	<p>5 略</p>
略	略

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定介護老人福祉施設の基本方針)</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。</p>	<p>(指定介護老人福祉施設の基本方針)</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。</p>

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(5) 略

2 略

(介護老人保健施設の基本方針)

第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 略

(介護老人保健施設の基本方針)

第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(4) 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(5) 略

2 略

(介護医療院の基本方針)

第7条 介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(5) 略

(3) 略

2 略

(介護医療院の基本方針)

第7条 介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 略

別表第1（第4条関係）

区分	基準
略	
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7)～(9) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらか

2 略

別表第1（第4条関係）

区分	基準
略	
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(9) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらか

じめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(10) 略

略

サービスの提供 1～4 略

5 入所の項第4号(1)から(8)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。

6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画

じめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

略

サービスの提供 1～4 略

5 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。

6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画

を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

8 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

9 略

10 略

略

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(7) 略 (8) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (9)～(11) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。

8 略

9 略

略

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(7) 略 (8) 栄養士 (9)～(11) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(9) 略

略

サービスの提供 1～5 略

6 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。

7 略

8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

サービスの提供 1～5 略

6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。

7 略

8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

10 略

11 略

12 略

略

別表第3（第8条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を置くこと。 (1)～(6) 略 (7) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (8)～(11) 略 2～5 略

9 略

10 略

11 略

略

別表第3（第8条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を置くこと。 (1)～(6) 略 (7) 栄養士 (8)～(11) 略 2～5 略

略

入所

1～3 略

4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(9) 略

略

サービスの提供

1～5 略

6 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。

7 略

8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収

略

入所

1～3 略

4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。

(1)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

サービスの提供

1～5 略

6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。

7 略

8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収

集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

10 略

11 略

12 略

略

集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

9 略

10 略

11 略

略

第5条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(5) 介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p>

2 略

別表（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。
	(1)～(3) 略
	<u>(4)</u> 略
	<u>(5)</u> 略
	<u>(6)</u> 略
	<u>(7)</u> 略
	<u>(8)</u> <u>栄養士又は管理栄養士（病院に限る。）</u>
	(9)・(10) 略
	2～4 略

2 略

別表（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。
	(1)～(3) 略
	<u>(4)</u> <u>栄養士（病院に限る。）</u>
	<u>(5)</u> 略
	<u>(6)</u> 略
	<u>(7)</u> 略
	<u>(8)</u> 略
	(9)・(10) 略
	2～4 略

略

入院及び退院

1～3 略

4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。

(1)～(8) 略

略

サービスの提供

1～5 略

6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規

略

入院及び退院

1～3 略

4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。

(1)～(8) 略

略

サービスの提供

1～5 略

6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。

程を定めておくよう努めること。

7 略

8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

9 感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、従業員に対

7 略

8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。

し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
的に実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的
に見直しを行い、必要に応じて変更を行う
よう努めること。

10 略

11 略

12 略

略

9 略

10 略

11 略

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県軽費老人ホームに関する条例別表入所及び退所の項第1号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関

する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、同表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「(1)から(7)まで」とあるのは「(1)から(6)まで」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めること」とし、同項第8号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表サービスの提供の項第5号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表の1の表サービスの開始の項第3号、2の表サービスの開始の項第3号、3の表サービスの開始の項第3号、4の表サービスの開始の項第3号、5の表サービスの開始の項第3号、6の表サービスの開始の項第3号、7の表サ

ービスの開始の項第3号、8の表サービスの開始の項第3号、9の表サービスの開始の項第3号、10の表サービスの開始の項第3号、11の表サービスの開始の項第3号及び12の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第4号、2の表サービスの提供の項第4号、3の表サービスの提供の項第4号、4の表サービスの提供の項第4号、5の表サービスの提供の項第4号、6の表サービスの提供の項第4号、7の表サービスの提供の項第4号、8の表サービスの提供の項第4号、9の表サービスの提供の項第4号、10の表サービスの提供の項第5号、11の表サービスの提供の項第3号及び12の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第6号、2の表サービスの提供の項第6号、3の表サービスの提供の項第6号、4の表サービスの提供の項第6号、5の表サービスの提供の項第6号、6の表サービスの提供の項第8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供の項第8号、9の表サービスの提供の項第8号、10の表サービスの提供の項第8号、11の表サービスの提供の項第6号及び12の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

（鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の鳥取県介護保険施設に関する条例（以下この項において「新条例」

という。) 別表第1入所の項第4号、新条例別表第2入所の項第4号及び新条例別表第3入所の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第5号、新条例別表第2サービスの提供の項第6号及び新条例別表第3サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第5号中「(1)から(8)まで」とあるのは「(1)から(7)まで」とし、新条例別表第2サービスの提供の項第6号及び別表第3サービスの提供の項第6号中「(1)から(7)まで」とあるのは「(1)から(6)まで」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第8号、別表第2サービスの提供の項第9号及び別表第3サービスの提供の項第9号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。